

報告タイトル

「技人国」はいかに商品化されるのか——日本側の制度的隙間とベトナム側の時間的・生活戦略上の価値

“How Does the Gijinkoku Visa Become Commodified? Institutional Gaps in Japan and Temporal and Life-Strategy Value in the Vietnamese Sending Market”

氏名(所属)

松下奈美子(鈴鹿大学)

MATSUSHITA Namiko (Suzuka University)

要旨(800字程度)

本報告は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」(以下、技人国)をめぐるベトナムから日本への送り出しビジネスの商品化の構造を分析する。2025年6月末時点で、技人国の在留者数は技能実習を初めて上回り、永住者に次ぐ第2位の在留資格となった。近年は技人国をめぐる就労実態や仲介費用をめぐるトラブルも顕在化し、2026年2月・4月には運用の厳格化も行われた。

技人国は、制度上は専門的・技術的業務への従事を前提とする就労資格であり、広義の高度人材政策と接続してきた。しかし、2015年の高度専門職創設以降、上位高度人材が別カテゴリとして分けられる一方、技人国は高度専門職には該当しないが技能実習・特定技能とも異なるミドルレンジの就労資格として再編された。本報告は、送り出し機関関係者、移動経験者、日本側関係者への聞き取りと、ベトナム側送り出し機関の求人募集サイトをもとに、この中間的位置が、制度的位置づけ、送り出し市場での商品化、就労実態という三つの乖離を生み出していることを示す。

日本側では、技能実習の人数上限と特定技能の分野・業務区分上の制約によって制度的隙間が生じ、技人国は現場労働需要を補完する資格として利用価値を持つ。他方、ベトナム側では、技能試験や日本語試験を一律に要しないことによる渡航までの時間的価値に加え、家族帯同、転職可能性、在留更新、永住可能性といった制度的自由度が生活戦略上の価値として意味づけられ、仲介費用に反映される。

以上を通じて、本報告は、技人国の商品化が単なる制度の欠陥や悪徳業者によるビジネスの側面だけではなく、日本側の制度設計・労働需要とベトナム側送り出し市場の商業的論理が接合することで成立していることを明らかにする。これは、従来は技能実習・特定技能を中心に論じられてきた送り出しビジネス研究を、専門的・技術的分野の在留資格へと拡張し、移住インフラ論をミドルレンジの就労資格に適用する試みでもある。政策的には、要件確認や職務内容審査の厳格化だけでなく、技人国を中技能層も含む就労資格として再定義し、特定技能・育成就労との制度的連続性を整理する方向性も探る。